

代用有価証券の評価方法の変更点について

平成 21 年 2 月 13 日付通知「代用有価証券の評価方法の見直しに係る実施時期の変更等について」の内容について「時価に乗すべき率（掛目）」の一部が修正となっております（修正箇所赤字）。

| 項番 | 現行 | | 変更後（変更点のみ記載） | |
|----|---|----------|---|--------|
| | 有価証券の種類 | 時価に乗すべき率 | 時価に乗すべき率（掛目） | その他変更点 |
| 1 | 国債証券（ 1 ）（ 2 ） | 95% | (1) 国債（変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a 残存期間 1 年以内のもの 99% b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 98% c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 97% d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 95% e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 93% f 残存期間 30 年超のもの 92% (2) 変動利付国債 a 残存期間 1 年以内のもの 99% b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 98% c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 96% d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 96% (3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間 1 年以内のもの 98% b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 97% c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 96% d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 94% e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 91% f 残存期間 30 年超のもの 88% | |
| 2 | 政府保証債券、金融商品取引法施行令第 2 条の 11 に定める円貨建債券（ 1 ） | 90% | (1) 残存期間 1 年以内のもの 98% (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 97% (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 96% (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 94% (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 92% (6) 残存期間 30 年超のもの 91% | |
| 3 | アメリカ合衆国財務省証券（ 3 ） | 90% | (1) 残存期間 1 年以内のもの 84% (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 84% (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 84% (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 84% (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 83% (6) 残存期間 30 年超のもの 82% | |

| 項番 | 現行 | | 変更後（変更点のみ記載） | | |
|----|--|----------|---|--|---|
| | 有価証券の種類 | 時価に乗すべき率 | 時価に乗すべき率（掛目） | | その他変更点 |
| 4 | 地方債券（ 1 ） | 8 5 % | (1) 残存期間 1 年以内のもの 9 8 % (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 9 7 % (3) 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの 9 6 % (4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 9 4 % (5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの 9 2 % (6) 残存期間 3 0 年超のもの 9 1 % | | |
| 5 | 特殊債券、社債券 （ 1 ） | 8 5 % | (1) 残存期間 1 年以内のもの 9 7 % (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 9 6 % (3) 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの 9 5 % (4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 9 3 % (5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの 9 1 % (6) 残存期間 3 0 年超のもの 9 0 % | | 「適格格付機関」から取得している格付けが、 全て A 格相当以上であること。ただし、特殊債 券のうち、金融債については、当該債券が適格 格付機関から格付を取得していない場合に限り、 適格格付機関から取得している当該債券を 発行する金融機関に係る格付（発行体格付）が 全て A 格相当以上であること。 「適格格付機関」とは、企業内容等の開示に 関する内閣府令第 1 条第 1 3 号の 2 に規定す る指定格付機関をいう。 社債券について、上場会社が発行するものに限定 している制限を廃止する。 |
| 6 | 円貨建外国債券（項番 2 及び 8 を除く。） （ 1 ） | 8 5 % | (1) 残存期間 1 年以内のもの 8 2 % (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 8 1 % (3) 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの 8 0 % (4) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの 7 8 % (5) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの 7 6 % (6) 残存期間 3 0 年超のもの 7 5 % | | 「適格格付機関」から取得している格付けが、 全て A 格相当以上であること。 「適格格付機関」とは、企業内容等の開示に 関する内閣府令第 1 条第 1 3 号の 2 に規定す る指定格付機関をいう。 |
| 7 | 公社債投資信託の受 益証券 （ 4 ） | 8 5 % | 同左 | | |
| 8 | 転換社債型新株予約 権付社債券、交換社債 券（ 5 ） | 8 0 % | 同左 | | |
| 9 | 株券、優先出資証券、 投資信託の受益証券 （公社債投資信託の 受益証券を除く）、投 資証券（ 6 ） | 7 0 % | 同左 | | |

- 1 日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの又は国内の証券取引所に上場されているものに限りませう。
 - 2 国庫短期証券並びに平成 2 1 年 2 月以前に発行された政府短期証券及び割引短期国債を含みます。なお、物価連動国債については、従来どおり代用有価証券の対象外となります。
 - 3 アメリカ合衆国財務省証券は、取引証拠金の代用有価証券としてのみ適格となります（現行どおり）。
 - 4 投資信託協会が前日の時価を公表するものに限りませう。
 - 5 国内の証券取引所に上場しているものに限りませう。
 - 6 国内の証券取引所に上場しているもの又は投資信託協会が前日の時価を公表するものに限りませう。
- （注）代用有価証券の代用価格の算出に用いる時価については、現行どおりの取扱いとなります。

以 上